

瀬戸市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月26日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市規則第35号

瀬戸市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市企業立地促進条例施行規則（平成18年瀬戸市規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(指定の取り消し等) 第11条 <省略> 2及び3 <省略> 4 前項の場合において、返還期限までに当該奨励金を返還できなかったときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する <u>遅延利息</u> を加えて奨励金を返還しなければならない。 5 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の <u>遅延利息</u> を免除することができる。	(指定の取り消し等) 第11条 <省略> 2及び3 <省略> 4 前項の場合において、返還期限までに当該奨励金を返還できなかったときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する <u>延滞金</u> を加えて奨励金を返還しなければならない。 5 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の <u>延滞金</u> を免除することができる。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。